

秋の気配が少しずつ深まり、朝夕には心地よい涼しさを感じる頃となりました。
神楽坂の街でも、暑さが和らぐにつれて散策を楽しむ人の姿が増え、季節の
移ろいを感じる今日この頃です。皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。
平素より格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。

本号では、「成年後見制度・遺言制度の改正 ～本人の意思を尊重し、デジタル
時代に対応する相続・終活制度へ～」を取り上げました。オモテ面からウラ面
にわたって続くコラムとなっておりますので、ぜひ両面あわせてご一読ください。

また、神楽坂の地域ニュースとして、8月にギネス世界記録に認定された
「神楽坂子とも阿波踊り」についてもご紹介しています。地域に根づく催しの新たな
記録と、神楽坂の街の魅力をお楽しみいただければ幸いです。

今月の
コラム

成年後見制度・遺言制度の改正

～本人の意思を尊重し、デジタル時代に対応する相続・終活制度へ～

< はじめに >

令和 8 年 6 月、「民法等の一部を改正する法律」（令和 8 年
法律第 45 号）及びその施行に伴う整備法（同第 46 号）が成
立し、成年後見制度と遺言制度について大幅な見直しが行われ
ることとなりました。高齢化に伴う認知症高齢者の増加により、本
人の権利擁護と財産管理を支える成年後見制度の重要性は高ま
る一方、「一度利用すると途中でやめられない」「本人の意思が
十分反映されない」といった課題が指摘されてきました。また遺言
制度についても、デジタル化が進む社会に対応しきれていない面
がありました。今回の改正は、これらの課題を解消し、本人の自
己決定権をより尊重する制度への転換を図る大きな改革です。

< 成年後見制度は「必要なときだけ利用する制度」へ >

現行の成年後見制度には「後見」「保佐」「補助」の三類
型がありますが、特に後見制度は一度開始すると本人が亡くなる
まで継続するケースが多く、必要以上に行為能力が制限されると
いう問題がありました。

今回の改正では、本人に必要な範囲の支援に限定する考え方
が採用されます。特定の法律行為についてのみ権限を付与し、
支援が不要になれば制度を終了することも可能となります。また、
後見・保佐に代わって「補助」の制度へ一元化され、補助人
選任時は本人の意思を尊重、意向の把握を義務化しています。
例外的に、補助を開始した人が、事理弁識能力を欠く常況にあ
ると認定されるときには、法定の重要な財産行為についていずれも
取消可能とする「特定補助」の仕組みを利用することもできます。

さらに、本人との面会を怠るなど不適切な補助人については解
任しやすくなるほか、補助人の報酬についても業務内容や実績が
考慮されることが法律上明確化されます。

そのほか、死後事務に関する補助人の権限が拡充され、補助人
が次の行為をすることが可能となります。

1. 本人の火葬・埋葬の契約の締結
2. 本人が死亡した当時の権限の範囲内での相続財産の保存に
必要な行為。例えば施設利用料の支払いが代理でできる権限が
あれば、未払いの施設利用料を支払うことができます。

< 任意後見制度の利用促進 >

将来の認知症などに備えて契約を結ぶ任意後見制度について
も見直しが行われます。

現行制度では任意後見監督人の選任が必須であり、費用負担
や手続面が利用の障壁となっていました。改正後は、家庭裁判
所が必要ないと判断した場合には監督人を選任せず、家庭裁判
所が直接監督することが可能となります。

任意後見受任者が死亡した場合の対応（受任者が死亡した場
合に備えて次の後見人を定める）や、本人以外の者による後見
開始申立ての仕組み（公正証書によって指定した者で親族以外
の者でも任意後見契約を発効させる手続きができる）も整備されま
す。これにより、本人が元気なうちに準備した任意後見契約を、
より実効的に活用できる制度へと改善されます。

また、補助制度の利用を開始しても任意後見契約を続けること
もできるようになります。補助人に対する代理権の範囲を適切に設
定することで、権限の重複を避けるようにします。権限の重複の
調整が必要な場合には、任意後見契約の一部を解除する規律も
設けられます。